

衆議院 日本国憲法に関する調査特別委員会  
日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会  
平成 18 年 11 月 16 日 (木)

参考人 小林節  
(慶大教授)

テーマ：法案にみる「憲法審査会」

1. 権限：所管事項
  - 憲法改正原案の「審査及び起草」 提出
  - 憲法改正手続に関する法律案の「審査及び起草」 提出
  - 日本国憲法及びそれに密接に関連する基本法制の「調査」
  
2. 審議手続：議事手続の特則
  - 会議の公開
  - 公聴会の開催義務
  - 審査省略・中間報告制度の不適用
  - 閉会中審査のための手続は不要
  - 合同審査会による勧告は可
  
3. 基本的性格：位置づけ
  - 常任委員会と同じ？：特別な常設機関？
  - ：調査に重点を置かざるを得ない現実：国民投票法周知の二年間とは別
  - ：国会内合意と国民的合意を形成する中心責任機関
  - ：国民予備投票も一考に価する

以上